

## 令和 8 年度末に指定期間満了を迎えるスポーツ施設の次期指定管理者の選定方針について

本年度末で指定期間満了となる13スポーツ施設の次期指定管理者の選定手続き等について、御報告します。

### 1 スポーツ施設の現状

#### (1) 利用者数と施設稼働率

- 利用者数は回復傾向にあるが、コロナ前の水準を下回っている。

	平成30年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	636, 697人	433, 844人	597, 950人	600, 238人

- 施設稼働率は、さんりーな及び南体育館のアリーナは約90%と高い水準にある。

#### (2) 利用料金収入とコスト

- 全て赤字施設
- さんりーな及び南体育館は利用料金収入が多い一方、運営費用も高い。

#### (3) 利用者満足度

- いずれの施設も90%超であり、満足度は高水準を維持している。

### 2 「指定管理者制度運用ガイドライン：令和 5 年 6 月改訂」に基づく選定方針

#### (1) 料金制度・指定期間の考え方（4月16日報告内容と重複）

ア 施設の維持管理が業務の中心となる施設又は収益性が低い施設

- ・・・原則として使用料制度※1、指定期間は3年又は5年

イ 高い収益性が見込まれる施設又は独立採算経営を目指す施設

- ・・・原則として利用料金制度※2、指定期間は最長10年以内

※1 使用料制度：市が支払う指定管理料で指定管理者が公の施設の管理運営を行う。  
施設の使用料収入は市の収入となる。

※2 利用料金制度：施設の利用料金のみで指定管理者が公の施設の管理運営を行う。  
施設の利用料金収入は指定管理者の収入となる。

※ このほか、指定管理料と利用料金で施設の管理運営を行う一定額併用制度がある。

#### (2) 募集（公募・非公募）の考え方

ア 原則として公募（プロポーザルの実施）

イ 非公募：社会福祉施設等で相当の理由や効果が認められる場合

- ・・・公募による選定を実施しない理由や得られる効果等

### 3 スポーツ施設の選定方針（13施設一括）

	指定管理者	選定方法	指定期間	料金制度
現 状	掛川市スポーツ協会・ミズノ・鹿島 建物協働体⇒12施設一体管理	公募	10年	一定額 併用
	南体育館⇒掛川市スポーツ協会	公募	3年	
選定方針		公募	5年	一定額併用

#### (1) 方針の理由

- ・ 民間事業者のノウハウを活かした高品質なサービスの提供により利用者増を図り、市民の健康維持並びに体力増進に繋げるためには、民間事業者の柔軟なアイデアや提案を取り入れた施設運営を行う必要があり、指定管理者は**公募**による選定とする。
- ・ さんりーなや南体育館といった拠点施設での一括管理等による効率的な管理や、多様な自主事業の展開、統一的な施設サービスの提供などのスケールメリットを見込めることから、**13施設一括**による選定とする。
- ・ 物価（人件費・光熱費等）高騰の社会情勢及びサービス内容の定期的な見直しによりサービスの質を確保する観点、サービスの安定的かつ継続的な提供と指定管理者の投資回収期間確保の観点から、**指定期間は5年間**とする。

#### (2) 主な課題とその対応の方向性

##### ①課題：利用料金の改定

人件費や光熱水費等の高騰により指定管理料を増額せざるを得ず、当初設定時の受益者負担のバランスが大きく変化している。

##### ⇒対応の方向性

適正な受益者負担となるよう、利用者等関係者の意見等を聴取しつつ、利用料金の改定を検討。 **※令和9年4月1日施行を予定**

##### ②課題：施設の再配置

施設老朽化により修繕箇所が増えており、全ての施設をそのまま維持していくことは将来的に困難である。

##### ⇒対応の方向性

掛川市公共施設再配置計画に定めた再配置の検討時期までは必要な修繕・改修を行い、再配置の検討時期到来時に利用者等関係者と協議し施設の方向性を検討していく。

ただし、次期指定期間中に、安全安心な施設利用が脅かされる事象が発生した場合は、その施設について、利用状況等を鑑みた上で必要に応じ再配置の検討時期を早め、利用者等関係者と協議し施設の方向性を検討していく。

なお、施設のサービス向上に向けた各施設の機能変更等については、利用者等関係者の意見聴取・協議等を行いつつ、柔軟に検討していく。

### 4 選定スケジュール

令和8年6月議会	補正予算案（債務負担行為設定）
令和8年7月から9月	指定管理者募集
令和8年8月議会	議案提出（条例改正＝利用料金改定）
令和8年10月	指定管理者候補者選定委員会開催・指定管理者候補者選定
令和8年11月	議案提出（指定管理者の指定）
令和9年4月～	次期指定期間の業務開始 ～令和14年3月